

日本中小企業学会論集編集に関する内規

I (組織及び名称)

- (1) 名称: 日本中小企業学会に「日本中小企業学会論集」(以下「論集」と略称)編集の任にあたる「論集」編集委員会を設ける。
- (2) 構成: 「論集」編集委員は 7 名(東部・中部・西部・九州の各部会から 1 名ずつとし、その他に会長、編集担当常任理事及び編集事務担当理事または幹事を含む)を選任する。
編集委員の委嘱: 編集委員は会長(予定者を含む、以下同じ)と副会長(予定者を含む、以下同じ)が協議の上、会長が委嘱する。
- (3) 委員長の選任: 編集委員長は会長が編集委員の中より候補者を指名し、編集委員会で承認する。
- (4) 編集委員の任期: 編集委員の任期は会長任期と同一とし、会長の交代がある場合は新会長が編集委員会編成の任を負う。編集委員の再任は制限されない。

II (査読制の目的及び対象)

- (1) 査読制とその目的: 「論集」の原稿採択にあたり査読を実施する。査読制は「論集」の質的向上を図り学術誌としての評価を高め、社会的期待に応えることを目的とする。
- (2) 査読制の対象: 全国大会で発表された報告論文を査読対象とするか否かは報告者の任意な選択とし、全国大会で報告することが決定した段階でその選択をする。
- (3) 掲載論文の区分: 統一論題論文及び査読を受け合格した自由論題論文は、編集委員会の定める紙幅においてフルペーパーを論集に掲載することができる。また、査読を受けなかった自由論題論文及び査読に合格しなかった自由論題論文はその要旨を年報に掲載する。

III (査読制の運用)

- (1) レフェリーの委嘱: 編集委員会は査読を実施するため各論文につき 2 名のレフェリーを選任し、編集委員長が査読を委嘱する。
- (2) 会員の義務: レフェリーは原則として会員に依頼する。依頼を受けた会員は可能な限り査読を引き受けるものとする。
- (3) レフェリーの役割: レフェリーは主義・主張にとらわれることなく、公平な観点から論文を評価し、論文内容の改善のために必要とされる事項を具体的に示唆することとする。レフェリーは定められた期間内に査読を行い、編集委員会に判定結果を報告する。
- (4) 謝礼: レフェリーには謝礼を支払うことができる。
- (5) 判定: 編集委員会は、レフェリーの判定をもとに、論集への掲載の可否を最終的に決定する。編集委員の間で見解が分かれたときは、編集委員の過半数の議決で可否を決定する。

IV (審査基準)

- (1) 査読を委嘱されたレフェリーは下記の基準に基づき審査を行なうこととする。
 - ① 引用文献が正しく明記されていること。
 - ② 既存の研究結果が踏まえられ、既存見解と独自見解との区分が示されていること。
 - ③ 記述された事実及び論理に誤りが無いこと。
 - ④ 事実関係の評価や結論に至る論拠が示されていること。
 - ⑤ 論理一貫性があり、独自の主張点が明確に示されていること。
 - ⑥ 調査報告は事実の報告にとどまらず、理論的または政策的含意がみられること。

V (付則)

この内規は 1999(平成 11)年 10 月 2 日から施行する。

2001(平成 13)年 9 月 30 日修正

2001(平成 13)年 12 月 17 日修正

2011(平成 23)年 10 月 1 日修正

2015(平成 27)年 10 月 3 日修正